

# 浜松市情報化推進本部要綱

## (設置)

第1条 情報通信技術(ICT)を活用した、ゆとりと豊かさを実感できる市民生活の実現と効率的な市政運営を目指し、情報化施策を迅速かつ重点的に推進するため、浜松市情報化推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項について、審議、報告、連絡等を行う。

- (1) 浜松市情報化基本方針の推進と調整に関する事。
- (2) 前号のほか、浜松市の情報化の推進について重要と認められる施策に関する事。

## (組織)

第3条 推進本部は、別記に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は副市長を、副本部長は企画調整部長をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 会議において必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (情報化推進部会)

第5条 推進本部の所掌事務に関して、調査研究、調整等を行うため、必要に応じ情報化推進部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は本部長が組織し、部会長は企画調整部情報政策課長をもって充てる。

## (事務局)

第6条 推進本部及び部会の事務局は、企画調整部情報政策課に置く。

## (細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年7月23日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成14年5月17日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年5月2日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年7月29日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第 3 条関係）

副市長（企画調整部を事務分担する副市長） 政策補佐官 企画調整部長 総務部長